

受任書（シルバー人材センター利用契約）

以下の業務（以下「本件会員業務」という。）の委託に係るシルバー人材センター（以下「センター」という。）のご利用について以下のとおり受任いたします。

契約番号 ○○○○○○

契約日 ○年○月○日

発注者	橋本市○○○○○ ○○○○○○ 様 (○○○○)
センター	和歌山県橋本市市脇一丁目1番24号 公益社団法人 橋本市シルバー人材センター 代表理事 堀川 憲一
本件会員業務	○○○○○○業務 ○○○○○○業務
履行期間	令和○年○月○日 ~ 令和○年○月○日
履行場所	○○○○○○○○○
契約金額	○○○○○円 (消費税含む)
契約条件等	詳細は後記の契約事項によります。
支払条件	
契約事項	<p>発注者とセンターとは、発注者がセンターを通じてセンターの会員（以下「会員」という。）に対して本件会員業務を委託するに当たり、シルバー人材センター利用契約を締結します。</p> <ol style="list-style-type: none">会員への業務の委託について：発注者は、シルバー人材センター利用規約（以下「利用規約」という。）に定めるところにより、本件会員業務を実施する会員としてセンターが選定した会員に対して、センターを通じて本件会員業務を委託します。業務の対価について：本件会員業務に係るセンター業務委託料（利用規約第5条第1項に規定するセンター業務委託料をいう。）の額及び会員業務委託料（利用規約第2条第2項の会員業務委託料をいう。）の合計額は、 金○○○○○円（消費税含む）とします。履行期間について：上欄の「履行期間」のとおり。合意管轄について：本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、和歌山 地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。その他について：本受任書及び利用規約に記載のない事項については、発注者及びセンターが協議の上、決定するものとします。本受任書及び利用規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とします。

(注)

この受任書（シルバー人材センター利用契約）は「利用規約」及び「会員業務就業規約」（以下「規約」という。）に基づきます。これらの規約は、センターをご利用いただく発注者の皆様がセンターの利用を通じて会員に業務を委託される場合における共通ルールを定めるものです。本受任書や利用規約等に不明な点がある場合は、センターまでお問い合わせください。